

久留米市人権啓発センターを 職場での人権・同和問題研修にぜひご利用ください

職場で人権・同和問題研修を企画するとき「研修は難しい」「資料もないし、講師のあてもない」と感じられたことはありませんか。そんな時、市人権啓発センターでは、研修の内容や方法・講師・資料等について相談をお受けしています。お気軽にご連絡ください。

施設利用のご案内

●人権・同和問題に関する研修企画・講師派遣などの相談

新入社員研修や職場研修に関する相談をお受けしています。事業所において研修会を開催される場合は、センター職員や市に登録されている講師を派遣しています。講師のあっせんにかかる費用は市が負担します。

●人権啓発センターにおける研修

人権啓発センターには、人権資料の展示室があります。展示室を見学される際は、センター職員がご説明します（40分～60分程度。要予約）。あわせて、えーるピア久留米の研修室において、センター職員による研修（60分～90分程度。要予約）を行うことができます。

●人権・同和問題資料(ビデオ・図書)の貸し出し

同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人など、さまざまな人権問題に関する学習・啓発のためのDVD・ビデオ・図書等の貸し出しを行っています。

◆お問い合わせ・ご相談先

久留米市人権啓発センター
(久留米市諏訪野町 1830-6 えーるピア久留米内)
TEL 0942(30)7500 FAX 0942(30)7501
E-mail jinken@city.kurume.fukuoka.jp

<発行元>久留米市

〒830-8520 久留米市城南町 15 番地 3
商工観光労働部 労政課
TEL 0942(30)9046 FAX 0942(30)9707 E-mail rousei@city.kurume.fukuoka.jp
2022年3月発行

人権について考えるきっかけとなるパネル展示や、特別展示にあわせた映像の上映などを行っています



▲常設展示室

- 利用時間：9時30分～17時
- 入場料：無料
- 休館日：月の末日、祝・休日、
12月29日～1月3日



取り組もう 同和問題をはじめとする人権問題研修



国民的課題の「同和問題」とは

人は生まれる場所を自分の意思で選択できません。しかし、日本には、特定の場所に生まれたことなどを理由に差別されるという重大な人権問題「同和問題」があります。

同和对策審議会答申〔1965(昭和40)年〕では、同和問題を「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」としています。

1975(昭和50)年、全国の同和地区・被差別部落の所在地などを記載した図書「部落地名総鑑」が発行され、多くの企業が購入していたことが判明しました。この図書は、企業が社員を採用する際の資料とするなど、就職差別につながるものでした。

この事件を契機に、久留米地域では企業の社会的

責任を果たすため、同和問題の解決に向けて「久留米地区企業内同和問題研修推進委員会」が設立され、公正な採用選考体制の確立及び企業内研修の推進に取り組まれています。

しかし、近年、部落地名総鑑が復刻・販売されようとしていたり、それに類する情報がインターネット上に掲載されたりするといった新たな問題が発生しています。

このような状況を受けて、2016(平成28)年12月に「部落差別解消推進法」が施行され、相談体制の充実や教育・啓発等を行う責務が規定されました。

また、2019(平成31)年3月には「福岡県部落差別解消推進条例」が改正施行され、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止の協力を県民と事業所に引き続き求めるとともに、新たに「部落差別解消推進法」の基本理念や諸規定が加えられました。

今後も「人権教育・啓発推進法〔2000(平成12)年制定〕」や「部落差別解消推進法」などにに基づき、同和問題解決のための取り組みを続けていくことが必要です。